

二宮町 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業について

Q&A

Q 同月内で複数の同一種類サービスを利用することについて (A2・A6 共通)	令和8年2月5日
---	----------

A 場合によっては算定可

訪問型（A2）・通所型（A6）サービスにおいては、介護予防ケアマネジメント等で設定された利用者の目標の達成を図る観点から、1つの事業所において、1月を通じ、利用回数、提供時間、内容など、個々の利用者の状態や希望に応じたサービスを提供することを想定しているため、原則としては1つの事業所で対応すること。

ただし、本人の意向を踏まえつつ、適切な介護予防ケアマネジメント等を通して、複数事業所の利用が介護予防に効果的と認められた場合ややむを得ない事情（事業所の閉鎖等）があった場合に算定可能とする。単にご本人及びご家族の意向やサービス提供事業所の判断では算定できない。また、算定をする場合には、サービス担当者会議にて必要性を協議し、ケアプラン等に理由を記載すること。

複数の事業所を組み合わせる場合でも、利用者の要介護度から想定される上限以上の算定は不可。

1か月あたりの加算や減算の報酬単価は、それぞれの事業所で算定可。

例：要支援2。週2回程度の利用。複数の事業所で通所型（A6）サービスを提供した場合

（請求区分）

A 事業所 : 447 単位 × 月の利用回数

B 事業所 : 447 単位 × 月の利用回数

※提供された回数がAとBを合わせて8回までは回数で算定。

利用回数が9回以上の場合、契約日・契約終了日を基準にAとBを日割とする。

Q 通所型サービス（A6）と介護予防通所リハビリテーションとの併用について	令和8年2月5日
---------------------------------------	----------

A 併用できない

介護予防通所リハビリテーションのサービスは、医師の指示のもと、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう行うものであり、通所型サービス（A6）と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。総合事業開始前と同様の考え方である。

A 要支援認定及び事業対象者といった理由のみで入浴支援を拒否することはできない。適切なケアマネジメント等を通じて、サービス担当者会議で入浴支援が必要かを協議し、ケアプランや通所型サービス計画書に位置付けること。ただし、入浴支援は、自宅での入浴が困難な者（自宅環境整備や心身機能の改善を図ることが困難な者等）に限る。仮に入浴支援をしたとしても、心身機能の向上や自宅の浴室環境を評価する等、自宅で入浴できるようになることも目標設定とすること。

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

（令和7年7月17日 厚生労働省老健局長通知）

通所型サービス

従前相当サービスについては、介護サービス事業者等により行われることが想定され、居宅要支援被保険者等について、介護予防を目的として、施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うものである。

A

- ① A22411(身体介護を中心とする場合)及び A22511・A22621 (生活援助を中心とする場合)について
介護保険最新情報 Vol.637 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成30年3月30日通知）を基準とし、算定すること。
- ② A21411(身体介護を行う場合であって所要時間が20分未満の場合)について
上記記載の A22411 と同様に身体介護を中心に行い、サービス提供時間が20分未満の場合、算定すること。単なる安否確認や健康チェック等では算定できない。

上記、①②とも、ケアプランや訪問型サービス計画書に具体的な支援内容を記載すること。

※介護保険最新情報 Vol.637 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」 URL

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0402095345456/ksVol637.pdf>